

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年5月19日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約をする内容

- (1) 業 務 名 稲荷第二市民センター外1施設草刈業務委託
- (2) 業務内容 草刈業務
- (3) 委託期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 発 注 課 市民協働部市民生活課

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条に規定する障害者支援施設

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和8年5月
- (2) 見積書提出先 市民協働部市民生活課